

相続登記・相続税相談会及び講演会のお知らせ

仙台法務局では、法務局、公証人、司法書士、土地家屋調査士、税理士による相続登記・相続税相談会及び講演会を開催します。

- ◆日時 6月24日(日)
講演会 午前10時～11時40分
相談会 正午～午後4時
- ◆場所 エル・パーク仙台 5階セミナーホール
(仙台市青葉区一番町4-11-1)
- ◆内容 相続手続き(登記・遺言・税金など)に関する無料相談・講演会(予約制)
- ◆予約・問い合わせ先
仙台法務局 ☎225-5720

総務省からのお知らせ

6月1日から10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。

不法電波は、大切な通信を妨害して私たちの生活や人命の安全を脅かします。

- ◆電波の混信・妨害についての問い合わせ先
総務省東北総合通信局相談窓口
☎221-0641

平成30年度 国家公務員「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

- ◆受験資格 ①平成30年4月1日において高校卒業後3年を経過していない方、及び平成31年3月までに高校を卒業する見込みの方
②人事院が①に掲げの方に準ずると認める方
- ◆申込期間 6月18日(月)～27日(水)
- ◆第1次試験日 9月2日(日)
- ◆申込方法 インターネット申込み
国家公務員試験採用情報 NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)
- ◆問い合わせ先 仙台国税局人事第二課試験研修係 ☎263-1111 内線3236
人事院東北事務局 ☎221-2022



情報コーナー

第26回宮城シニア美術展作品募集

- ◆募集対象 日本画、洋画、書、写真、工芸の5部門
(各部門1人1点)
- ◆テーマ 自由
- ◆応募資格 県内在住の60歳以上でアマチュアの方
- ◆出展申込料 1作品500円
- ◆申込期間 7月1日(日)～10月31日(水)
- ◆展示会場 宮城県美術館 県民ギャラリー
- ◆展示期間 11月29日(木)～12月2日(日)
- ◆審査 各部門専任審査員が審査します。
(表彰式あり)

※優秀作品は、平成31年開催予定の「ねんりんピック紀の国わかやま2019」美術展部門に出品します。

- ◆申込・問い合わせ先
宮城県社会福祉協議会 いきがい健康課
☎223-1171

国民年金だより

・・・国民年金免除申請の手続きについて・・・

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

免除などのサイクル(始期と終期)は、7月から翌年6月までです。免除などの承認を受けている方が、引き続き免除の申請をされる場合には、できる限り7月に申請されるようお願いします。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。

<免除を受けるための条件>

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、次の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

全額免除	▶ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	
4分の3免除	▶ 78万円 } + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	
半額免除		▶ 118万円
4分の1免除		▶ 158万円

※申請者本人のほか、配偶者及び世帯主のいずれの方も、前年所得が上記の計算式の金額以下である必要があります。

※複数年度の申請を希望される場合は年度毎の申請書の提出が必要です。(申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。)

【失業などの特例免除】

○災害・失業などを理由とした免除(特例免除)は、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができます。

【申請方法は】

お住まいの市(区)役所・町村役場又は年金事務所に申請してください。

◆ご注意ください◆

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一のときに障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者及び世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512